

広島県収受	
第	号
30.3.29	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発 0329 第 7 号
平成 30 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

殺虫剤指針 2018 について

殺虫剤指針については、「殺虫剤指針 (1990) について」(平成 2 年 3 月 26 日付け薬発第 308 号厚生省薬務局長通知) の別添「殺虫剤指針 (1990)」(以下「旧指針」という。) として示しているところです。

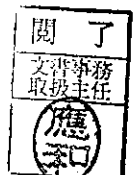
今般、旧指針を別添「殺虫剤指針 2018」(以下「新指針」という。) のとおり改正することとしましたので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係事業者に対し、周知徹底方御配慮をお願いします。

なお、「殺虫剤指針 (1990) について」は本通知の適用に伴い廃止します。

記

第 1 新指針の要旨について

- 1 通則に、試薬・試液に関する規定を新たに設けたこと。
- 2 製剤総則中に、次の項目を追加したこと。
 - 1) 樹脂蒸散剤
 - 2) フロアブル剤
 - 3) マイクロカプセル剤
 - 4) くん煙剤
 - 5) 全量噴射エアゾール剤
- 3 一般試験法中に、次の項目を追加したこと。
 - 1) エアゾール粒子径測定法
 - 2) メトキシル基定量法



4 医薬品添加物各条の改正については、次のとおりであること。

(1) 次の品目を新たに収載したこと。

- 1) エトフェンプロックス
- 2) ジクロルボス樹脂蒸散剤
- 3) シフルトリン
- 4) ヒドラメチルノン
- 5) フェニトロチオンフロアブル剤
- 6) フェニトロチオンマイクロカプセル剤

(2) 次の品目を削除したこと。

- 1) クロルピリホスメチル
- 2) クロルピリホスメチル乳剤
- 3) クロルピリホスメチル・ジクロルボス混合乳剤
- 4) クロルピリホスメチル・ジクロルボス混合油剤
- 5) ジクロルボス油剤
- 6) ダイアジノン水和剤
- 7) ダイアジノン粉剤
- 8) ダイアジノン油剤
- 9) ダイアジノン粒剤
- 10) ダイアジノン・ジクロルボス混合乳剤
- 11) ダイアジノン・ジクロルボス混合油剤
- 12) ダイアジノン・フタルスリン混合乳剤
- 13) テメホス
- 14) トリクロルホン油剤
- 15) トリクロルホン・ジクロルボス混合乳剤
- 16) トリクロルホン・ジクロルボス混合油剤
- 17) ナレド
- 18) ピリダフェンチオン
- 19) ピリダフェンチオン乳剤
- 20) ピリダフェンチオン粒剤
- 21) ピリダフェンチオン・ジクロルボス混合乳剤
- 22) ピリダフェンチオン・フタルスリン混合乳剤
- 23) フェニトロチオン・ジクロルボス混合乳剤
- 24) フェニトロチオン・ジクロルボス混合油剤
- 25) フェンチオン水和剤
- 26) フェンチオン油剤
- 27) プロチオホス
- 28) プロチオホス乳剤

- 29) プロチオホス・ジクロルボス混合乳剤
- 30) プロチオホス・ジクロルボス混合油剤
- 31) プロペタンホス・ジクロルボス混合乳剤
- 32) プロペタンホス・ジクロルボス混合油剤
- 33) ブロモホス

5 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第2 既存の通知等の取り扱いについて

既存の通知等において「殺虫剤指針」と規定されているものについては、新指針によるものとする。

第3 施行時期について

本通知は、平成30年3月29日から適用すること。ただし、平成31年9月30日までの間は、従前の例によることができるものとする。